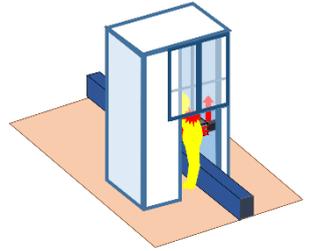


死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和5年3月
事業の種類	プラスチック製品製造業
災害の概要 (注1)	<p>被災者は、自動機械の機械可動範囲(上下に稼働する)内に身体を入れたところ、上昇した可動部分と当該機械のフレーム部分に上半身がはさまれた。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>◎ 機械の設計段階等において、機械の危険性等の調査を行い、機械を使用する作業等におけるリスクを低減するため、適切な保護方策を講じること(作業上、危険箇所(注1)に身体を入れなければならない構造を排除する等、下記各事項に関すること含む)。</p> <p>◎ 機械安全について必要な措置を講じること(例:安全装置の有効な状態の確保とフェールセーフ化、動力遮断装置の設置)。</p> <p>◎ 掃除や調整作業等は、危険のおそれのない時を除き機械を停止し、かつ、他の者が起動しないよう当該機械の起動装置に施錠または表示板の取付け等の措置を講じること。</p> <p>◎ 作業手順(非常時作業も含む)を定め、関係労働者に対し、機械の危険性、機械や安全装置の取扱方法、作業手順等について必要な安全教育を行うこと。</p> <p>◎ 稼働している機械の危険箇所(はさまれ、巻き込まれ等の恐れがある箇所)に身体を入れないこと。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等) 機械設備による災害防止対策(長野労働局 HP) https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/anzen/anzen29.html</p>  <p>「これまで災害がなかったから、これからも大丈夫」という考えが最も危険です。あらかじめ作業に潜む危険を着実に予知し、危険に応じた対応策をとることを徹底しましょう。</p>

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない。

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。